芽室町議会会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(会期) 第5条 定例会の会期は、 <u>5月招集日から翌年の招集日前日</u> までの通年とする。 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、5月招集日から4月末日までとし、議会の解散があった場合の会期は、5月招集日から議会の解散日及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日から翌年の招集日前日までとする。 附 則 この条例は、令和7年5月1日から施行する。	(会期) 第5条 定例会の会期は、 <u>5月</u> から <u>4月</u> までの通年とする。 <u>ただし、議会の解散があった場合は、この限りでない。</u>